

**償却資産評価等支援業務  
実施要領（公募型プロポーザル）**

**1 案件名称**

固定資産税（償却資産）評価等支援業務委託

**2 業務内容に関する事項**

(1) 事業目的と概要

固定資産税（償却資産）の評価業務について、専門的知見に基づく助言・指導、市民からの申出等の対応支援、課税捕捉の対応支援、研修会の開催、要領の改訂支援等「仕様書」に記載する業務を行うことにより、適正かつ公正な償却資産評価の実現、市民に対する説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 業務内容

- ・ 償却資産評価事務に関する相談業務
- ・ 償却資産に関する研修会等業務
- ・ 償却資産事務取扱要領作成業務
- ・ 償却資産申告状況調査支援（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 事業規模（契約上限額）

金 2,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 3 2 号 新長田合同庁舎 4 階  
神戸市 行財政局 税務部 固定資産税課

**3 契約に関する事項**

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

神戸市指定の様式により別途契約する（別紙（頭書及び委託契約約款）参照）。

(4) その他

- ① 本契約に係る令和 4 年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この契約は締結しないことがある。
- ② 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

**4 応募資格、必要な資格・許認可等**

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 政令指定都市である地方自治体の償却資産担当として 8 年以上の業務従事経験を有する者。
- (2) 3 つ以上の地方自治体の償却資産担当者への実務研修を実施した経験を有する者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (5) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

## 5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和 4 年 2 月 8 日（火）  
実施要領、仕様書及び各種様式については、本市ホームページからダウンロードすること。
- (2) 参加申請関係書類の提出期限 令和 4 年 2 月 28 日（月）
- (3) 参加資格決定通知 令和 4 年 3 月 4 日（金）
- (4) 質問受付締切 令和 4 年 3 月 4 日（金）
- (5) 質問に対する回答 令和 4 年 3 月 9 日（水）（予定）
- (6) 企画提案書の提出期限 令和 4 年 3 月 25 日（金）
- (7) 選定結果通知 令和 4 年 3 月 31 日（木）
- (8) 契約締結・業務開始 令和 4 年 4 月上旬（予定）
- (9) 業務完了 令和 5 年 3 月 31 日（金）

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ① 受付期間 令和 4 年 2 月 8 日（木）から 同年 2 月 28 日（月）午後 5 時まで（必着）  
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- ② 提出書類
  - ア. プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
  - イ. 会社概要書（様式第 3 号）
  - ウ. 業務実績書（様式第 4 号）
  - エ. 配置予定業務責任者と人員配置（様式第 6 号）
- ③ 提出部数 1 部
- ④ 提出場所 行財政局 税務部 固定資産税課に郵送又は持参
- ⑤ 参加資格決定通知 令和 4 年 3 月 4 日（金）までに、郵送により通知する。

### (2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和 4 年 2 月 8 日（火）から 同年 3 月 4 日（金）午後 5 時まで（必着）
- ② 提出方法 別紙「質問票」（様式第 2 号）に必要事項を記載し、行財政局税務部固定資産税課水島まで、Eメールまたはファックスにより提出すること。
  - メールアドレス [keisuke\\_mizushima@office.city.kobe.lg.jp](mailto:keisuke_mizushima@office.city.kobe.lg.jp)
  - FAX番号 078-647-9429
- ③ 回答 参加者全者に対して、令和 4 年 3 月 9 日（水）に Eメールにより回答する。

### (3) 企画提案書の提出

- ① 企画提案書は、A4 版とし、様式はこだわらないが（様式第 5 号例示）、③に掲げる項目のうちどの事項を記載した書類であるかを明確にしなければならない。
- ② 企画提案書の枚数は、9 ページ以内とする。
- ③ 企画提案書について、7（1）に定める選定基準の内容を踏まえ、次に掲げる事項について記載すること。
  - ア 業務実施方針（様式第 5 号又は任意様式、A4 1 枚以内）  
本業務を実施するに当たっての基本的な方針について、本業務の目的、及び、応募後参加者に

配布する「行財政改革方針 2025」実施目標により、本市の行財政改革の取り組み内容を踏まえた上で、記載すること。

#### イ 工程表（任意様式・1枚）

仕様書に記載の作業項目及び成果物を把握した上で、本業務の工程表を作成すること。

#### ウ 課題の設定及び当該課題に対する解決手法（様式5号又は任意様式、A4・2枚まで）

次に掲げるテーマについて、詳細に記載すること。

- ・本市においては、実地調査・帳簿調査による課税捕捉の効果的な促進を神戸市固定資産税（償却資産）事務の目標に掲げ令和2年度より申告捕捉チームを結成し、年間を通して申告に関する課税捕捉を行っているが、実地調査・帳簿調査のそれぞれの課税捕捉について、他都市の事例も踏まえて想定される運用上の問題点を挙げ、その問題点を解決し、より効率的で効果的な捕捉事務を進めていくための手法について、その根拠及び期間とともに提案すること。

#### エ 業務実施体制（様式第6号又は任意様式、体制図：任意様式・1枚）

本業務に配置する予定の者を、様式第6号に記載すること。

様式第6号中「主要な同種業務の実績」の欄に「6（1）②ウ」において記載した業務以外の業務を記載する場合には、当該業務の契約書及び仕様書の写しを添付すること。また、配置する者のうち、有資格者については、資格を証する書面の写しを添付するとともに、「保有関連資格」の欄にその旨を併せて記載すること。

加えて、記載した配置予定者について、その関係性を示した体制図を作成すること。

#### オ 類似業務実績（様式第4号又は任意様式）

「償却資産評価事務に関するコンサルティング業務」、「償却資産に関する研修会等業務」、「償却資産事務取扱要領作成業務」「償却資産申告状況調査支援業務」その他本業務に関連する業務について、「6（1）②ウ」において提出した業務実績書（様式第4号）を提出すること（参加申請手続において添付した契約書及び仕様書の写しの再提出は不要）。

#### カ 見積書及び内訳積算根拠（任意様式・A4）

各項目の内訳金額を明確にすること。

- ④ 受付期間 令和4年2月 8日（火）から同年3月25日（金）午後5時まで（必着）  
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く  
午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ⑤ 提出部数 10部
- ⑥ 提出場所 行財政局 税務部 固定資産税課に郵送または持参

## 7 選定に関する事項

### （1）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ① 業務目的及び業務内容の理解度【10点】
- ② 業務遂行にあたっての総合的な視点、姿勢【10点】
- ③ 工程の計画性、実施手順の妥当性【10点】
- ④ 設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性【30点】
- ⑤ 類似業務実績の豊富さ【20点】
- ⑥ 業務実施体制【10点】

## ⑦ 地元企業に対する加点【10点】

### (2) 選定方法

- ① 本企画提案の審査については、償却資産支援等業務提案選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ③ プレゼンテーションは実施しないが、上記6(4)のとおり、企画提案書における疑義事項について、質問を行うことがある。
- ④ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、上記7(1)④設定課題に対する解決手法の的確性、実現性、独創性の得点が高い方とする。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

### (1) 提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

### (2) 提出先、問い合わせ先

〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号

神戸市 行財政局 税務部 固定資産税課

償却資産担当 水島（電話番号 078-647-9423）